

対象者 2・3 の方は、収入額が下記の限度額未満であることが条件になります。

- 対象者 2（年金受給者）：令和元年中の収入額（公的年金額を含む）
- 対象者 3（家計急変者）：令和 2 年 2 月以降の任意の 1 ヶ月を 12 ヶ月に換算した収入額（公的年金額を含む）

<児童扶養手当の所得制限限度額に相当する収入限度額>

扶養親族等の人数	支給対象者本人	孤児等の養育者/配偶者/扶養義務者
0人	3,114,000 円	3,725,000 円
1人	3,650,000 円	4,200,000 円
2人	4,125,000 円	4,675,000 円
3人	4,600,000 円	5,150,000 円
4人	5,075,000 円	5,625,000 円
5人	5,550,000 円	6,100,000 円

※扶養親族等の人数判定

- 対象者 2（年金受給者）：令和元年 12 月 31 日時点で判定（令和 2 年度の課税証明書参考）
- 対象者 3（家計急変者）：申請時点における状況で判定